

第45回定時株主総会 招 集 ご 通 知



日 時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
本社 12階 コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。

《 書面またはインターネット等による議決権行使期限 》
2022年6月28日(火曜日) 午後6時まで

本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

招集ご通知

第45回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役8名選任の件	8
第4号議案 監査役1名選任の件	17

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況	21
2. 会社の現況	29

連結計算書類	35
--------	----

連結計算書類に係る監査報告	37
---------------	----

計算書類	41
------	----

計算書類に係る監査報告	43
-------------	----



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9831/>



株式会社ヤマダホールディングス

証券コード 9831

証券コード 9831
2022年5月27日

株 主 各 位

群 馬 県 高 崎 市 栄 町 1 番 1 号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長 兼 社長 CEO 山 田 昇

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本総会につきましては、適切な感染防止策を講じた上で開催させていただきますが、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本総会へのご来場は、慎重に検討して極力お控えいただき、書面(郵送)またはインターネット等により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月28日(火曜日)午後6時までに3頁のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 群馬県高崎市栄町1番1号 本社 12階 コンベンションホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第45期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

当社ウェブサイトに掲載する事項について

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

- ・事業報告の「新株予約権等の状況」、「主要な営業所及び工場」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.yamada-holdings.jp/>

本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

《株主様へお願い》

◎新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本総会へのご来場は、慎重に検討して極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利となります。事前に書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、行使期限は2022年6月28日(火曜日)午後6時までとなっておりますのでご注意ください。詳細につきましては、3頁から4頁をご参照ください。

《会場における対応について》

◎ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございます。

◎受付前に検温をさせていただきます。体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございます。また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされた方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合や、ご退出をお願いする場合もございます。

◎会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる座席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。

◎本総会の開催時間を短縮する観点から、議場におけるご説明を簡略化させていただく場合がございます。

以上、あらかじめご了承ください。

なお、運営スタッフは、検温を含め、事前に体調を確認の上、マスクを着用して本総会を運営させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号

私は、2022年6月29日開催の第4回定例会（株主総会）に出席する権利を有する株主として、議決権を行使します。

2022年 月 日

各議案につき賛否の表示をしない場合は、賛成の表示が有効と見做されます。

議決権行使書

議案	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対
第1号	○	○	○	○	○	○
第2号	○	○	○	○	○	○
第3号	○	○	○	○	○	○
第4号	○	○	○	○	○	○

お願い

- 株主総会にご出席される場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 書面（郵送）で議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- 賛否の表示は、黒色のボールペンにより、○印を記入してください。
- 議決権をインターネット等で行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面のURLをブラウザでアクセスし、2022年6月28日午後6時までに投票してください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトQRコード

同封の参考書類

株式会社ヤマダホールディングス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法（スマート行使）

同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコード^{*1}をスマートフォン等^{*2}でお読み取りいただき、「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って議決権をご行使ください

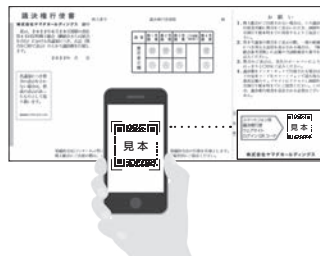
（議決権行使コード(ID)及びパスワードのご入力是不要です）。

「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記「議決権行使コード(ID)を入力する方法」により再度ご行使いただく必要があります。

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されている必要があります。



行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時まで



議決権行使コード（ID）を入力する方法

(1) 議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしてください。

(2) 同封の議決権行使書用紙裏面左下に記載の「議決権行使コード(ID)」および「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

(3) 画面の案内に従い、議決権をご行使ください。



議決権行使コード(ID)
およびパスワード

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時まで

・インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 フリーダイヤル：0120-768-524（年末年始を除く 9：00～21：00）

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、利益配分に関する基本方針において、将来における持続的な企業価値向上に向け、資金効率の向上を図りつつも、経営基盤強化の安定した成長、業界内におけるシェアの維持・向上のための内部留保も不可欠であると考え、財政状況や当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保につきましては、「暮らしまるごと」をコンセプトとした積極的な店舗開発、各事業セグメントのシナジーを最大化するM&A展開、人財の育成、環境資源開発事業へのESG投資等に充当して企業の持続的成長に活用します。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金18円
総額 15,048,506,754円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に關する事項

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 | 14,000,000,000円 |
| (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 | 14,000,000,000円 |

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社子会社の事業内容の多様化に伴い、当社の事業目的（現行定款第2条）に追加、所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。	第2条（現行どおり）
1. ～20. （条文省略）	1. ～20. （現行どおり）
（新 設）	<u>21. 銀行代理業。</u>
<u>21. ～36.</u> （条文省略）	<u>22. ～37.</u> （現行どおり）
第3条～第15条（条文省略）	第3条～第15条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設) 第17条～第45条（条文省略） (新 設)	(削 除) (電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第17条～第45条（現行どおり） (附則) 1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の管理監督機能と業務執行機能を明確にしたガバナンス体制を構築し、取締役会における審議の充実を図るため、減員、並びに新任の候補者1名を含む取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	山田 昇 やま だ のぼる	代表取締役会長 兼 社長 CEO	再任
2	村澤 庄司 むら さわ あつ し	代表取締役 兼 副社長執行役員	再任
3	小暮 めぐ美 こ ぐれ み	代表取締役 兼 専務執行役員	再任
4	福井 章 ふく い あきら	取締役 兼 執行役員 管財本部 管掌	再任
5	福田 貴之 ふく だ たか ゆき	取締役 開発本部 管掌	再任
6	得平 司 とく ひら つかさ	社外取締役	再任 社外 独立
7	光成 美樹 みつ なり み き	社外取締役	再任 社外 独立
8	吉永 國光 よし なが くに みつ	—	新任 社外 独立

候補者番号

1

やま だ
山 田

のぼる
昇 (1943年2月11日生)

所有する当社の株式数…………… 28,924,520株
在任年数…………… 39年
当期取締役会への出席状況…………… 100% (21/21回)

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1983年9月 当社代表取締役社長
2008年6月 当社代表取締役会長 兼 代表執行役員CEO
2013年6月 当社代表取締役社長 兼 代表執行役員CEO
2016年4月 当社代表取締役会長 兼 取締役会議長
2019年6月 当社代表取締役会長
2021年4月 当社代表取締役会長 兼 CEO
2021年9月 当社代表取締役会長 兼 社長 CEO (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社テックプランニング 代表取締役会長
公益財団法人山田昇記念財団 代表理事

取締役候補者とした理由

山田 昇氏は、1973年の創業以来、「創造と挑戦」「感謝と信頼」の経営理念を掲げ、強力なリーダーシップと業界の枠にとらわれない柔軟な発想、革新的な経営により、当社及び当社グループ全体の経営を長年にわたって指揮し、小売業として日本を代表する企業へ成長させた実績を有しております。当社グループは、2020年10月に持株会社体制へ移行しており、候補者は、その最高経営責任者としてグループ全体の指揮を執りつつ、経営の管理監督機能並びにガバナンスの強化に努めてまいりました。今後、当社グループの持続的成長及び企業価値向上、「暮らしまるごと戦略」の総仕上げ、並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の達成のためには、候補者の経営実績、革新的かつ幅広い知見、強力なリーダーシップの発揮が必要不可欠であり、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 山田 昇氏は、株式会社テックプランニングの代表取締役会長であり、当社は同社との間に不動産の賃貸借等の取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の0.1%未満であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

2

むら さわ あつ し
村澤 庄 司

(1962年3月16日生)

所有する当社の株式数…………… 22,378株
在任年数…………… 2年
当期取締役会への出席状況………… 95% (20/21回)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月 株式会社東芝 入社
2009年3月 東芝アメリカ家電社 社長
2010年4月 株式会社東芝 映像マーケティング 事業部長
2014年4月 東芝ライフスタイル株式会社 取締役副社長
2016年6月 東芝映像ソリューション株式会社 代表取締役社長
2018年6月 当社入社 当社執行役員 S P A商品開発室長
2019年11月 当社執行役員 事業統轄本部長 兼 S P A商品事業部長
2020年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 事業統轄本部長
2020年10月 当社取締役
2021年4月 当社取締役 兼 執行役員 事業統轄本部 管掌
2022年4月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ヤマダ住建ホールディングス 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

村澤 庄司 氏は、家電メーカーでの、幅広い経験から、小売業とは異なる視点且つ現場目線での豊富な知見を有し、当社入社以降、SPA商品開発責任者として、オリジナル商品開発による売上、利益向上、並びに新たなビジネスモデル構築に大きく貢献してまいりました。2020年6月の取締役就任以降は、当社グループ事業統轄責任者として、「デンキ」「住建」「金融」「環境」「その他」の5つの事業セグメントを横断的にまとめ、「暮らしまるごと戦略」総仕上げに向け、業績の向上に貢献してまいりました。引き続き、候補者の幅広い知見と経営手腕を当社グループ発展のために発揮してもらうべく、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 村澤 庄司 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

3

こぐれ み
小暮 めぐ美 (1976年10月18日生)

所有する当社の株式数…………… 17,947株
在任年数…………… 4年
当期取締役会への出席状況…… 100% (21/21回)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2012年5月 当社部長 秘書室長
2017年5月 当社理事 秘書室長
2018年4月 当社執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長
2018年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長
2019年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人事総務本部長
2020年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事総務本部長
2020年10月 当社取締役
2021年4月 当社取締役 兼 執行役員 人事総務本部 管掌
2022年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

小暮 めぐ美 氏は、10年以上にわたり当社店舗にて家電販売を経験し、その後、秘書室長を経て、2018年4月から当社執行役員に就任。2018年6月の取締役就任以降、人材開発室長を経て、これまで人事総務本部長として、特に当社グループのESG経営における事業を通じたサステナビリティの取り組みの中で「人」を中心とした改革を推進してまいりました。「人材（人財）」は、当社グループにとっての最重要かつ最大の経営資源であり、「働きやすい職場環境の整備（社員満足度向上、長時間労働の抑制、有給休暇取得率向上等）」、「包括的で健全な経済（女性管理職比率向上、女性及び男性社員の育児休業取得率向上等）」等について、候補者の強みである長年にわたり経験してきた「現場目線」での改革、改善を推進しております。当社グループにおける「暮らしまると戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」は、「人材（人財）」なくして達成あらずといっても過言ではありません。引き続き、候補者の現場目線での改革力を発揮してもらうべく、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 取締役候補者 小暮 めぐ美 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

4

ふく い
福井

あきら
章 (1965年6月6日生)

所有する当社の株式数…………… 15,485株
在任年数…………… 4年
当期取締役会への出席状況………… 100% (21/21回)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2012年4月 株式会社みずほ銀行 津支店 支店長
2017年4月 同行退任
2017年5月 当社入社
2017年6月 当社執行役員 法人事業本部 副本部長
2017年9月 当社執行役員常務 法人事業本部部長
2018年4月 当社執行役員常務 セグメント事業本部 法人事業部長
2018年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部 法人事業部長
2018年8月 当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部長
2020年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 管財本部長
2020年10月 当社取締役
2021年4月 当社取締役 兼 執行役員 管財本部 管掌（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

福井 章氏は、金融機関での勤務経験を通じ、経済の血液である「金（資金）」を中心とした幅広い知見と現場における豊富な業務経験を有しており、2018年6月に取締役就任、同年8月に管財本部長に就任し、2020年10月の持株会社体制移行後は、当社グループ全体の金融、経理（会計）、財務、管理等の部門を管掌し、業務精度や資金効率の向上等に取り組んでまいりました。その他、ヤマダNEOBANKの導入、ESG経営を「金（資金）」という切り口でも支援・推進すべく、ESG関連のKPIを可視化しその進捗を外部機関が評価する「ポジティブインパクトファイナンス」を活用した資金調達等、豊富な経験と柔軟な発想により、「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」達成のため、現場における業務執行を側面から支援し、大きく貢献しております。引き続き、候補者の豊富な経験と知見を発揮してもらうべく、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注）1. 取締役候補者 福井 章氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

5

ふく だ たか ゆき

福田 貴之

(1974年8月30日生)

所有する当社の株式数…………… 11,879株

在任年数…………… 6年

当期取締役会への出席状況……… 100% (21/21回)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年6月 当社法務相談室長
2009年4月 当社開発本部 店舗管理部 部長代理
2012年4月 当社理事 開発本部 店舗施工管理部長
2016年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部 店舗施工管理部長
2018年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部長 兼 店舗施工管理部長
2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部長
2020年10月 当社取締役
2021年4月 当社取締役 開発本部 管掌（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

福田 貴之 氏は、法務相談室長を経て店舗施工管理部長等を歴任し、2016年6月から当社取締役を務めており、候補者は、中長期視点での新店舗開発、マーケット変化に柔軟に対応するための既存店改装や業態変更、保有不動産の有効活用等に関する経験と知見、それを成す実行力を有しております。特に2018年の開発本部長就任以降、商圏・顧客ニーズに合わせた当社グループにおける多様な店舗業態開発による店舗ネットワークの再構築（LABI、LIFE SELECT、テックランド、住まいる館、アウトレット・リユース、web.com、インショップ、小商圏）において、開発面から当社業績の向上に大きく貢献しております。候補者の長年の開発経験と幅広い知見、実行力に基づく店舗開発は、「暮らしまると戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の達成のために欠かすことはできず、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 取締役候補者 福田 貴之 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号

6

とく ひら
得 平

つかさ
司 (1954年 5 月 3 日生)

所有する当社の株式数…………… 17,700株
在任年数…………… 8年
当期取締役会への出席状況……… 95% (20/21回)

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位及び担当】

1974年 4 月 株式会社販売能率増進本部 入社
1984年 4 月 同社指導部長
1987年 2 月 有限会社フィック 代表取締役社長（現任）
2007年 7 月 株式会社クロス 代表取締役社長（現任）
2014年 6 月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

有限会社フィック 代表取締役社長
株式会社クロス 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

得平 司 氏は、家電業界のコンサルタントとして、販売の現場からマーケット環境調査まで自らの足を使って行う調査・分析に基づく教育やセミナー、レポート等に定評があり、当社の経営に対しても長年にわたる豊富な経験と知見に基づき、現場目線での有益なご意見や助言をいただいております。その他、小売業の重要なテーマのひとつEC分野のコンサルティングも強化しており、当社グループのインフラを最大限活用したEコマース事業の拡大においても、市場分析、現場目線による指摘、助言、支援をいただいております。当社グループが目指す「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の達成のためには、候補者の期待される役割として、緻密な分析による客観的な分析や助言による「気づき」は必要不可欠であり、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 取締役候補者 得平 司 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 得平 司 氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、得平 司 氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の 2 に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 会社またはその特定関係事業者との事実関係について
該当事項はありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
該当事項はありません。

候補者番号

7

みつ なり

み き

光 成 美 樹

(1972年2月29日生)

所有する当社の株式数…………… 2,000株

在任年数…………… 2年

当期取締役会への出席状況…… 100% (21/21回)

再 任

社 外

独 立

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年4月 東急不動産株式会社 入社
2001年2月 富士総合研究所株式会社（現 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）入社
2011年9月 株式会社F I N E V 代表取締役（現任）
2013年11月 経済産業省 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会 臨時委員（現任）
2020年3月 株式会社船井総研ホールディングス 社外取締役（現任）
2020年6月 公益財団法人日本適合性認定協会 理事(非常勤)（現任）
2020年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社F I N E V 代表取締役
株式会社船井総研ホールディングス 社外取締役
公益財団法人日本適合性認定協会 理事(非常勤)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

光成 美樹氏は、企業のESG/SDGs、多様性の取り組み、TCFDに準じた気候変動体制整備、研修等に関する豊富な専門知識を有しており、多くの企業に対するコンサルティングを行っております。当社グループは、ESG経営として幅広いステークホルダーのニーズに応え、事業を通じた社会課題の解決に向けたSDGsの重点分野として3つのテーマを定めており、サステナビリティの取り組みを積極的に推進しております。当社グループの「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」推進とESG経営の推進は、切り離すことは不可能であり、候補者の期待される役割として、豊富な知見に基づく客観的かつ的を射た助言は、今後も当社グループの企業価値向上に不可欠であると判断し、引き続き、取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 光成 美樹 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 光成 美樹 氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、光成 美樹 氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 会社またはその特定関係事業者との事実関係について
該当事項はありません。
5. 社外取締役との責任限定契約について
該当事項はありません。

候補者番号

8

よし なが くに みつ

吉永 國光 (1945年11月20日生)

所有する当社の株式数……………

一株

在任年数……………

一年

当期取締役会への出席状況………

—

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1970年10月 大蔵省（現 財務省）入省
1991年 5月 在ニュー・ヨーク総領事館領事 兼 在アメリカ合衆国日本国大使館 参事官
1995年 7月 岩手県副知事
1998年 7月 関東財務局長
1999年 7月 欧州復興開発銀行 理事
2002年 8月 国際協力事業団（現 独立行政法人 国際協力機構）理事
2005年 6月 株式会社東和銀行 入行 専務取締役
2006年 6月 同行 代表取締役副頭取
2007年 5月 同行 代表取締役頭取
2020年 6月 同行 代表取締役会長
2021年 6月 同行 相談役（現任）【2022年6月 同行相談役を退任し、同行名誉顧問に就任予定】

【重要な兼職の状況】

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉永 國光 氏は、大蔵省（現 財務省）、岩手県副知事、関東財務局長等を歴任し、金融機関時代においては、「靴底を減らす活動」「雨でも傘をさし続ける銀行」「謙虚さのDNAを忘れない銀行」を理念に、ESG/SDGsと顧客支援は密接な関係にあるとし、積極的な取り組みを推進する等、古い慣習にとらわれない柔軟かつ迅速な施策を打ち出し、新しい銀行のあり方を自らがリーダーとして率先して取り組んできた実績があります。候補者は、これらの長年にわたる経験に基づき、金融面をはじめとした豊富な知見を有しております。「金融」事業の発展による「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の推進には、候補者の豊富な知見に基づく助言、監督面での役割が期待されると判断し、新任の取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者 吉永 國光 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
3. 吉永 國光 氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、吉永 國光 氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
4. 会社またはその特定関係事業者との事実関係について
吉永 國光 氏は、過去10年間において当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社東和銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、2022年6月に同行の名誉顧問に就任予定であります。が、その名誉顧問は、同行組織の意思決定の権限を持たず、また、無報酬であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
該当事項はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 五十嵐 誠 氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

い が ら し まこと
五十嵐 誠 (1964年8月4日生)

所有する当社の株式数……………	50,300株
在任年数……………	8年
当期取締役会への出席状況………	100% (21/21回)
当期監査役会への出席状況………	100% (12/12回)

再任

【略歴、当社における地位】

1999年6月	当社取締役 経理部長
2001年4月	当社常務取締役 商品管理事業本部 副本部長
2003年5月	当社専務取締役 管財本部長
2004年6月	当社取締役 専務執行役員 管財本部長
2005年1月	当社取締役 専務執行役員 営業本部長
2007年6月	当社取締役 専務執行役員 管財本部長 兼 関係会社管理室長
2008年6月	当社取締役 兼 執行役員専務 海外事業戦略室長
2010年3月	当社取締役 兼 執行役員専務 海外事業戦略室長 兼 L A B I 開発室長
2012年4月	当社取締役 兼 執行役員専務 C F O 管財本部長
2013年6月	当社取締役 兼 執行役員常務 C F O 管財本部長
2014年6月	当社常勤監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

- 株式会社ヤマダデンキ 監査役
- 株式会社ヤマダ住建ホールディングス 監査役
- 株式会社ヤマダホームズ 監査役
- 株式会社ハウステック 監査役
- 株式会社ヤマダファイナンスサービス 監査役
- 株式会社テックプランニング 監査役

監査役候補者とした理由

五十嵐 誠 氏は、当社入社後、経理部長を経て1999年に取締役に就任。その後、商品管理事業副本部長、営業本部長を歴任。2014年に当社監査役に就任するまでに、海外事業戦略室長、LABI開発室長、管財本部長CFOを歴任する等、豊富な経験と専門的な知見を有しております。候補者は、課題や問題点は、常に現場にあるという信念のもと、実地監査にも重点を置き、監査役として適切な指摘、助言を行う等、その役割を果たしております。当社グループは、「暮らしまるごと戦略」並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の達成を目指しておりますが、一方で、2020年10月に持株会社体制へ移行、更に、ESG経営における社会的責任をはじめ、グループ全体の管理監督機能、ガバナンスの強化が求められております。候補者の豊富な経験と専門的な知見、現場を重視する方針は、これらの監査機能の強化につながるものであると判断し、引き続き、監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者 五十嵐 誠 氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等が填補されることとなります。本議案が原案どおり選任が承認され、本候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- なお、当社は被保険者の保険料を全額負担しており、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

【ご参考】本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、並びに各取締役候補者・監査役候補者は以下の通りであります。また、当社グループの経営理念に基づく「暮らしまるごと戦略」の総仕上げ、並びに「YAMADA HD 2025 中期経営計画」の実現に向け、当社の取締役・監査役がその役割・責務を果たし、意思決定機能及び経営の監督機能を適切に発揮するために保有するスキル（知見・経験）、特に期待する分野を以下の通り選定いたしました。取締役会全体として必要なスキルが備わっていると考えております。

氏名 役位	属性	当社が特にスキルの発揮を期待している分野													
		企業 経営 戦略	店舗 開発 政策	商品 開発	営業・ 店舗 運営 管理	金融 事業	住建 事業	環境 事業	海外 事業	I D T X 推進	M & A	人事・ 人財 開発	財務・ 会計	法務・ リスク 管理	E S G・ サステ ナビリ ティ
山 田 昇 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 C E O		●	●		●				●	●	●			●	●
村 澤 庄 司 代 表 取 締 役 兼 副 社 長 執 行 役 員		●		●			●	●		●				●	●
小 暮 めぐ美 代 表 取 締 役 兼 専 務 執 行 役 員		●			●							●		●	●
福 井 章 取 締 役 兼 執 行 役 員 管 財 本 部 管 掌						●			●		●		●	●	●
福 田 貴 之 取 締 役 開 発 本 部 管 掌			●		●		●							●	●
得 平 司 社 外 取 締 役	独立 社外	●			●										●
光 成 美 樹 社 外 取 締 役	独立 社外							●							●
吉 永 國 光 社 外 取 締 役	独立 社外	●				●				●			●	●	●
五 十 嵐 誠 常 勤 監 査 役		●				●	●		●		●		●	●	●
岡 本 潤 監 査 役		●				●					●		●	●	●
高 橋 正 光 社 外 監 査 役	独立 社外					●							●		●
飯 村 北 社 外 監 査 役	独立 社外										●		●	●	●

- (注) 1. 当社が特に期待するものに「●」を付けており、全ての知見・経験を表すものではありません。
2. 高橋正光氏は、当社第42回定時株主総会、岡本潤氏、飯村北氏の両名は、当社第43回定時株主総会において監査役に選任され就任しており、本総会の監査役候補者ではありません。

メ 毛

[illegible]

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

[国内外経済等の背景について]

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」）はワクチン接種が進み感染者数減少を受け持ち直しの兆しも見られましたが、新たな変異株による感染が拡大し、また、ウクライナ情勢の深刻化により、エネルギー・原材料価格の上昇や為替相場変動など景気をさらに下押しするリスクにより、引き続き厳しい環境が続いております。

家電小売業界では、前期における特別定額給付金支給や「新生活様式」に対応したテレワーク、巣ごもり商品等による一過性の需要に対する反動減並びに天候不順により季節商品が不振であった一方、冷蔵庫・洗濯機等の耐久消費財の買い替え需要は堅調に推移しました。

[当社の取り組みについて]

このような市況を背景に、当社は、生活必需商品の安定供給による社会的なインフラを担う役割と責任を果たすため、お客様及び従業員の安全と安心、健康面の配慮を第一優先に考え、店舗や事務所における本感染症防止対策を行っております。また、お客様がご自宅からでもご注文頂けるインターネット通販や、テレビショッピング販売を大幅に拡大しました。さらに、ライフスタイルの変化や消費者の嗜好の変化に合わせ、当社の持つ多様な店舗業態において最適な品揃えとサービスへの見直しや売場面積の拡充を図り、新たな店舗ネットワークの構築を行っております。

当社グループの成長戦略の一つである総売場面積拡大に関しては、新規出店及び店舗増築や業態変更を積極的に進める中、「暮らしまるごと」戦略の強化として、「たのしい。くらしをシェアセにする、ぜんぶ。」をストアコンセプトにした新業態店舗「L I F E S E L E C T（家電、家具・インテリア、生活雑貨、リフォーム、おもちゃ等、くらしのあらゆるモノがそろう、地域最大級品揃えのお店）」を2021年6月18日の熊本春日店を皮切りに合計18店舗オープン致しました。（既存店増築増床改装：熊本春日店・姫路本店・札幌本店・神戸本店・木更津請西本店・長野SBC通り店・加古川本店・徳島本店・春日部本店・港北センター店・盛岡本店・旭川店、全面改装：L A B I I 高崎・L A B I I 池袋・L A B I 品川大井町、新規出店：ムサシ久喜菖蒲店・L A B I 茅ヶ崎店・New一宮店）また、インターネット販売と店舗が融合したY A M A D A W e b . c o m 店やアウトレット・リユース商品を豊富に揃えたアウトレット店舗等、さまざまな業態店舗の開発を行い既存の家電専門店と合わせ、家電製品を中心とした住まいに関連する製品の販売拡大により、売場面積の拡充とシェアの向上は堅調に推移しています。

当連結会計年度の売上高につきましては、①当期より適用しております「収益認識に関する会計基準」の影響 ②東京五輪・パラリンピック無観客開催及び本感染症による営業時短と販促自粛による来店客減少 ③天候不順や大雨等の自然災害の影響 ④物価上昇に伴う消費者マインドの低下 ⑤前年の特別定額給付金や郊外型店舗を中心とした一過性の巣ごもり需要反動減によって対前年同期比7.6%減の1兆6,193億79百万円となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」適用前比較での売上高は、様々な減収要因がある中で対前年同期比1.7%減にとどまりました。これはかねてより進めている「暮らしまるごと」コンセプトのもと「生活基盤産業としての新しい業態」への取り組みによるものです。

利益につきましては、従来から進めている「企業体質強化経営改革」による売上総利益（率）向上・販売管理費削減の効果により改善が続いておりますが、売上減並びに将来を見据えた在庫処分等の要因による粗利高の減少により営業利益は対前年同期比28.6%減の657億3百万円、経常利益は対前年同期比25.0%減の741億36百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は対前年同期比2.4%減の505億55百万円とほぼ前期水準を確保しました。

[店舗数について]

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、50店舗の新規出店、38店舗の退店により、直営店舗数1,015店舗（ヤマダデンキ978店舗、その他連結子会社37店舗）となり、F C含むグループ店舗数総計は12,537店舗となっております。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

期 別 品目別	前 期 （自 2020年 4 月 1 日） （至 2021年 3 月31日）		当 期 （自 2021年 4 月 1 日） （至 2022年 3 月31日）		増 減 （△は減少）	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
家電・情報家電	1,443,981	% 82.4	1,191,014	% 73.5	△252,967	% △17.5
非 家 電	308,524	17.6	428,365	26.5	119,840	38.8
合 計	1,752,506	100.0	1,619,379	100.0	△133,126	△7.6

（注）当期より「収益認識に関する会計基準」等を適用しており、前期同様の基準と比較した場合より、104,072百万円の減収要因となっており、当該影響を除いた対前年増減率は実質△1.7%となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、29,780百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

LABI LIFE SELECT茅ヶ崎他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品23,441百万円、web.com上越店（仮称）他土地等4,561百万円、Tecc LIFE SELECT New一宮店他の差入保証金1,777百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社である株式会社桧家住宅及び株式会社桧家住宅東海は、株式会社桧家住宅を吸収合併存続会社、株式会社桧家住宅東海を吸収合併消滅会社として、2021年1月1日付で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダホームズ及びさくらホーム株式会社は、株式会社ヤマダホームズを吸収合併存続会社、さくらホーム株式会社を吸収合併消滅会社として、2021年5月1日付で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ベスト電器及び株式会社ベストサービスは、株式会社ベスト電器を吸収合併存続会社、株式会社ベストサービスを吸収合併消滅会社として、2021年6月28日付で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダファイナンスサービス及び株式会社ベストクレジットサービスは、株式会社ヤマダファイナンスサービスを吸収合併存続会社、株式会社ベストクレジットサービスを吸収合併消滅会社として、2021年7月1日付で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダデンキ、株式会社ベスト電器、株式会社黒川デンキ、株式会社九州テックランド、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社及び株式会社Project Whiteは、株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社、他6社を吸収合併消滅会社として、2021年7月1日付で合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年9月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社大塚家具と株式交換を行い、完全子会社といたしました。

当社の子会社である株式会社ヒノキヤグループは、2021年9月30日付で株式会社松家住宅名古屋の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社の連結子会社である株式会社ヒノキヤグループは、ライフサポート株式会社の株式を2021年10月20日付で売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)	第45期 (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	1,600,583	1,611,538	1,752,506	1,619,379
経 常 利 益(百万円)	36,889	46,074	98,875	74,136
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	14,692	24,605	51,798	50,555
1株当たり当期純利益	18円18銭	28円38銭	62円82銭	60円96銭
総 資 産(百万円)	1,184,042	1,163,494	1,252,599	1,271,668
純 資 産(百万円)	591,593	645,166	672,545	676,277

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ヤ マ ダ デ ン キ	百万円 100	% 100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヒノキヤグループ	389	50.1	住宅事業、不動産投資事業、断熱材事業、リフォーム事業等
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0 (66.0)	クレジットカード事業
株式会社シー・アイ・シー	81	100.0 (100.0)	産業廃棄物処理委託業務
インバースネット株式会社	100	100.0 (100.0)	中古パソコンの販売
株式会社ヤマダトレーディング	50	100.0	住設建材・家庭機器の卸売及び販売
株式会社ヤマダホームズ	100	100.0 (100.0)	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売等
株式会社ハウステック	100	100.0	住宅設備機器の製造・販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ドル 199	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社イーウェルネス	10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社ヤマダファイナンスサービス	500	100.0	住宅ローン・各種貸付の取扱
株 式 会 社 大 塚 家 具	100	100.0	家具小売（収納、寝具、ダイニング、応接家具等）
株式会社ヤマダ住建ホールディングス	10	100.0	住建事業グループの経営管理
株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス	99	100.0	リユース・リサイクル事業及び、エネルギー開発

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 山田電機（中国）投資有限公司は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外いたしました。

3. 株式会社ベスト電器、株式会社九州テックランド、株式会社Project White、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社は、2021年7月1日付で株式会社ヤマダデンキに吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

2023年3月期につきましては、新型コロナウイルスの変異株による感染の再拡大リスクに加え、半導体の供給不足や原材料価格高騰、ウクライナ情勢の緊迫化等による下振れリスクを注視する必要があり、国内経済のみならず、世界経済の減速等が引き続き懸念されることから、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

また、小売業界全体としても、感染症の再拡大リスクやエネルギー価格高騰や円安による物価高に伴う生活防衛意識の高まりと消費マインドの低下、経営コストの増加、半導体不足による製品供給不安等、継続して厳しい状況が予想されます。

厳しい市場環境の中ではありますが、「YAMADA HD 2025 中期経営計画」初年度として、以下の各セグメント重点施策を実行することにより、継続した増収増益体制を構築して参ります。

デンキ事業

①総売場面積年5%以上増床する積極的な店舗開発 ②ライフセレクト店をコアとした特長特色ある店舗業態展開 ③グループインフラを最大限活用したEコマース事業拡大 ④SPA商品の拡充による商品利益率向上 ⑤成長事業であるリフォーム・家具インテリア事業拡大

重点施策実現を支える事業インフラとして、①全店装備が完了した電子棚札と膨大な顧客データを活用したデジタルマーケティング ②全国に展開する店舗を活用した物流改革 ③スマートフォンでリフォーム現地調査・見積が出来るIT営業システム ④お客様に寄り添うSE（セールスエンジニア）の拡充

これらの当社独自のインフラを活かし生産性向上、業務効率化を実現します。

住建事業

①営業拠点拡大による受注体制強化 ②完工日数大幅短縮によるコスト、キャッシュフロー改革 ③中古再販事業倍増 ④ナイス株式会社との包括的取り組み強化 ⑤ヒノキヤグループとヤマダホームズでの開発・調達等でのグループシナジー刈り取り ⑥オーナー様への家電家具特典販売等、ヤマダ店舗への誘客施策

金融事業

NEOBANKサービスや暮らしまるごと戦略に精通した商品開発

環境事業

①リユース新工場稼働（2022年6月予定）に伴うリユース製品生産台数倍増 ②焼却発電システム着工着手による自己循環型環境資源開発完成

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売を主な事業として多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(6) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
22,951 (8,441) 名	1,349名減 (817名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
892 (228) 名	131名増 (11名増)	44.5歳	12.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借	入	先	借	入	額					
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	71,466	百万円
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	40,798	
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	40,205	
み	ず	ほ	信	託	銀	行	株	式	18,041	
株	式	会	社	群	馬	銀	行	13,209		
株	式	会	社	東	和	銀	行	13,179		
株	式	会	社	八	十	二	銀	行	13,173	
株	式	会	社	第	四	北	越	銀	3,233	
株	式	会	社	埼	玉	り	そ	な	2,640	
株	式	会	社	横	浜	銀	行	2,138		

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社である株式会社ヒノキヤグループは、2022年2月10日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ヒノキヤグループを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、2022年4月27日付で効力発生しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 2,000,000,000株

② 発行済株式の総数 966,647,930株

(注) 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は87,658株増加しております。

③ 株主数 439,292名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	107,310	12.84
株式会社テックプランニング	65,327	7.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	34,494	4.13
山田 昇	28,924	3.46
ソフトバンク株式会社	24,200	2.89
株式会社群馬銀行	17,410	2.08
ジェーピー モルガン チェース バンク 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	9,699	1.16
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RELUDURE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	8,645	1.03
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーディー 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	7,740	0.93
株式会社みずほ銀行	7,400	0.89

(注) 1. 当社は、自己株式を130,619千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	87千株 7名

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長 C E O	山田 昇	(株)テックプランニング 代表取締役 公益財団法人山田昇記念財団 代表理事
代表取締役	小林 辰夫	(株)ヤマダデンキ 代表取締役
取締役	村澤 庄司	(株)ヤマダデンキ 取締役 (株)大塚家具 代表取締役 (株)ヤマダ住建ホールディングス 代表取締役
取締役	上野 善紀	(株)ヤマダデンキ 取締役 (株)イーウェルネス 取締役
取締役	小暮 めぐ美	(株)ヤマダデンキ 取締役
取締役	福井 章	(株)ヤマダデンキ 取締役
取締役	福田 貴之	—
取締役	得平 司	(株)クロス 代表取締役 (有)フィック 代表取締役
取締役	光成 美樹	(株)F I N E V 代表取締役 (株)船井総研ホールディングス 社外取締役 公益財団法人日本適合性認定協会 理事（非常勤）
監査役（常勤）	五十嵐 誠	(株)ヤマダデンキ 監査役 (株)ヤマダホームズ 監査役 (株)ハウステック 監査役 (株)ヤマダファイナンスサービス 監査役 (株)ヤマダ住建ホールディングス 監査役 (株)テックプランニング 監査役
監査役	岡本 潤	(株)ヤマダデンキ 監査役 (株)ヤマダ少額短期保険 監査役 (株)ヤマダファイナンスサービス 監査役 (株)ヤマダ環境資源開発ホールディングス 監査役
監査役	高橋 正光	かなた税理士法人 代表社員 (有)高橋税務経営事務所 代表取締役
監査役	飯村 北	I T N法律事務所 代表弁護士 マルハニチロ(株) 社外取締役 古河電池(株) 社外取締役 (株)三陽商会 社外監査役

- (注) 1. 取締役得平 司氏及び光成美樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋正光氏及び飯村 北氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は各社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の範囲は当社及びその子会社（上場会社を除く）の役員（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金・争訟費用等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に関する当該被保険者自身の損害などの場合には補填の対象としないこととしております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
三 嶋 恒 夫	2021年9月30日	辞任	当社 代表取締役 (株)大塚家具 代表取締役

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	非金銭報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	641 (10)	390 (10)	— (—)	250 (—)	10 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	56 (10)	56 (10)	— (—)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	697 (20)	446 (20)	— (—)	250 (—)	14 (4)

- (注) 1. 上記には2021年9月30日に辞任した取締役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式及び株式報酬型ストックオプションであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」及び「定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の1. ② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。

さらに、別枠で、2019年6月27日開催の第42回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額450百万円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規定に則り行なわれ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮の上、取締役会でこれを決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及び長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成しております。基本報酬は、職位や担当する職務内容、職責及び会社業績などを総合的に勘案した上で決定しております。賞与は、具体的な達成条件等は定めておりませんが、会社業績及び職務遂行に対する業績評価等を総合的に考慮し、配分額を決定しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役得平 司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役光成美樹氏は、株式会社FINEVの代表取締役、株式会社船井総研ホールディングスの社外取締役及び公益財団法人日本適合性認定協会の理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役高橋正光氏は、かなた税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社は、かなた税理士法人と税務申告書作成業務等の取引関係がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社高橋税務経営事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役飯村 北氏は、I T N法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.0006%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役、古河電池株式会社の社外取締役及び株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社とマルハニチロ株式会社、古河電池株式会社及び株式会社三陽商会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	得平 司	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席いたしました。 長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。
取締役	光成 美樹	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。 企業のE S G経営や不動産の環境問題、国内外の環境規制に関する専門知識があり、企業に対して環境ビジネスやリスク管理に関する調査やコンサルティング活動を行っており、取締役会の多様性及び当社グループのE S Gを推進するために助言をいただいております。

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要		
監査役	高橋正光	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、また、当社の経理システム並びに内部監査についてご意見やご指摘をいただいております。
監査役	飯村北	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

- ⑥ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	621,279	流 動 負 債	391,688
現 金 及 び 預 金	57,184	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	94,564
受 取 手 形	4,647	工 事 未 払 金	15,037
売 掛 金	68,753	短 期 借 入 金	60,755
完 成 工 事 未 収 入 金	2,378	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	50,300
営 業 貸 付 金	6,322	リ ー ス 債 務	4,870
商 品 及 び 製 品	356,043	未 払 法 人 税 等	4,677
販 売 用 不 動 産	35,542	成 工 事 受 入 金	23,370
未 成 工 事 支 出 金	8,172	未 賞 与 引 当 金	12,062
仕 掛 品	1,234	そ の 他 の 引 当 金	4,178
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,797	契 約 の 負 債 他	58,530
そ の 他	78,824	固 定 負 債	203,701
貸 倒 引 当 金	△1,622	長 期 借 入 金	111,111
固 定 資 産	650,388	リ ー ス 債 務	11,102
有 形 固 定 資 産	437,490	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	796
建 物 及 び 構 築 物	201,122	商 品 保 証 引 当 金	1,675
土 地	203,087	そ の 他 の 引 当 金	217
リ ー ス 資 産	13,509	退 職 給 付 に 係 る 負 債	31,523
建 設 仮 勘 定	4,840	資 産 除 去 債 務 他	35,786
そ の 他	14,931	そ の 他	11,488
無 形 固 定 資 産	40,955	負 債 合 計	595,390
投 資 そ の 他 の 資 産	171,942	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	10,384	株 主 資 本	655,720
長 期 貸 付 金	3,019	資 本 金	71,100
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,789	資 利 本 剰 余 金	80,989
繰 延 税 金 資 産	54,102	自 己 株 式	564,882
差 入 保 証 金	77,423	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△61,251
そ の 他	28,081	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	982
貸 倒 引 当 金	△2,858	為 替 換 算 調 整 勘 定	△24
資 産 合 計	1,271,668	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,404
		新 株 予 約 権	△397
		非 支 配 株 主 持 分	1,725
		純 資 産 合 計	676,277
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,271,668

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
売上	上	1,619,379
売上	上	1,154,418
販売費	及び	464,960
営業	業	399,257
	外	65,703
	取	11,646
	入電	588
		2,452
		1,905
		6,700
		3,213
		1,421
		775
		1,016
		74,136
		3,587
		29
		216
		190
		3,061
		89
		8,192
		616
		3,961
		208
		1,345
		1,010
		1,050
		69,531
		15,959
		1,289
		52,281
		1,726
		50,555

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ヤマダホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 島 力

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月6日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社ヤマダホールディングス 監査役会

常勤監査役 五十嵐 誠 ⑩

監査役 岡 本 潤 ⑩

監査役 高 橋 正 光 ⑩

監査役 飯 村 北 ⑩

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	109,803	流 動 負 債	199,718
現 金 及 び 預 金	4,443	買 掛 金	72,433
売 掛 金	53,828	短 期 借 入 金	74,650
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	0	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	47,367
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	16,284	リ ー ス 債 務 金	2
前 払 費 用 金	3,124	未 払 金	2,898
未 収 入 金	30,044	未 払 法 人 税 等 金	211
1 年 内 回 収 予 定 の 差 入 保 証 金	3,811	前 受 金	617
そ の 他 金	6,655	賞 与 引 当 金	275
貸 倒 引 当 金	△8,388	役 員 賞 与 引 当 金	542
固 定 資 産	502,802	そ の 他	66
有 形 固 定 資 産	318,131	固 定 負 債	157,407
建 構 物	145,214	長 期 借 入 金	100,173
機 械 及 び 装 置	109	リ ー ス 債 務 金	1
車 両 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	23,353
工 具 器 具 及 び 備 品	5	資 産 除 去 債 務 金	29,911
土 地	170	そ の 他	3,968
リ ー ス 資 産	172,523	負 債 合 計	357,126
建 設 仮 勘 定	2	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	31,834	株 主 資 本	253,883
借 地 権	30,889	資 本 金	71,100
そ の 他	944	資 本 剰 余 金	83,563
投 資 そ の 他 の 資 産	152,837	資 本 準 備 金	71,018
投 資 有 価 証 券	6,639	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,544
関 係 会 社 株 式	68,536	利 益 剰 余 金	160,471
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	13,187	利 益 準 備 金	312
長 期 前 払 費 用	3,580	そ の 他 利 益 剰 余 金	160,159
繰 延 税 金 資 産	15,983	別 途 積 立 金	115,135
差 入 保 証 金	45,172	繰 越 利 益 剰 余 金	45,023
そ の 他 金	987	自 己 株 式	△61,251
貸 倒 引 当 金	△1,249	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△129
資 産 合 計	612,606	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△129
		新 株 予 約 権	1,725
		純 資 産 合 計	255,479
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	612,606

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
営 業 収 益					68,426	
経 営 管 理 料 収 入					21,232	
不 動 産 賃 貸 収 入					14,530	
受 取 配 当 金 収 入					32,664	
営 業 費 用					10,974	
不 動 産 賃 貸 原 価					10,974	
営 業 総 利 益					57,451	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費					17,758	
営 業 外 収 益					39,693	
受 仕 入 取 入 利 割 息 引 他					5,854	
営 業 外 費 用					751	
支 払 利 息 引 他					2,390	
経 常 利 益					2,712	
特 別 利 益					1,507	
退 職 給 付 制 度 改 定 益 他					1,088	
特 別 損 失					418	
固 定 資 産 処 分 損 失 金 損 他					44,039	
減 役 員 退 職 慰 勞 評 価					3,036	
関 係 会 社 株 式 評 価					2,992	
そ の 他 利 益					44	
税 引 前 当 期 純 利 益					1,744	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 益					59	
法 人 税 等 調 整 額 益					884	
当 期 純 利 益					500	
					182	
					117	
					45,332	
					2,024	
					4,388	
					38,919	

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ヤマダホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木 直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 島 力

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月6日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

かとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

株式会社ヤマダホールディングス	監査役会
常 勤 監 査 役 五十嵐	誠 ㊟
監 査 役 岡 本	潤 ㊟
監 査 役 高 橋 正	光 ㊟
監 査 役 飯 村	北 ㊟

(注) 監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

会 員 総 主 株 時 定 員 内 案 ご 場 会

日時

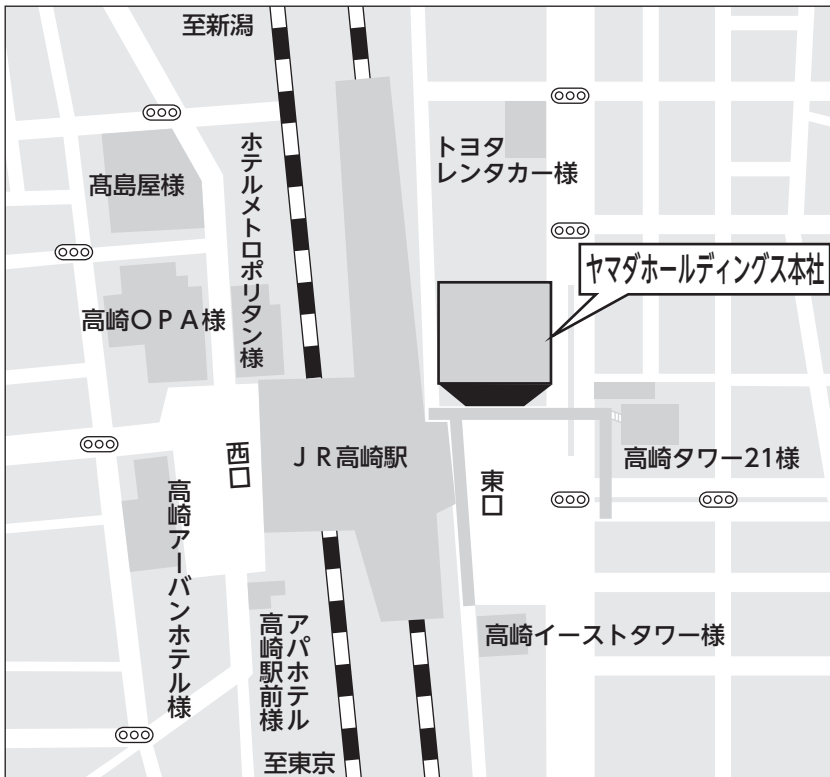
2022年6月29日(水曜日)
午前10時 開会
(午前9時 受付開始)

会場

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
本社 12階 コンベンションホール

交通機関

- ・ J R 「高崎駅」 東口より
徒歩約 1 分
- ・ 関越自動車道「高崎 I C」より
約 20 分



※本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

お車でお越しの方へ

- お車でお越しの際は、本社(店舗:LABII LIFE SELECT 高崎)の立体駐車場7階～9階をご利用ください。
- なお、午前10時までに2階～6階へ駐車された場合は、当社の店舗が開店しておりませんので、**夜間通用口からエレベーターで1階まで降りいただき、本社1階入口より入館してください。**
- また、お帰りの際は、店舗内のエレベーターにて駐車された階までお戻りください。
- J R「高崎駅」周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。